

## 規 則

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第二号

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年埼玉県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第四号」を「第二条第五号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。